相生市防災計画（案）改訂概要

平成２４年２月

相生市防災会議

目　次

相生市地域防災計画の改訂について

　１　修正の対象計画と構成

　２　主な修正の視点

３　計画の主な修正内容と区分

　４　地域防災計画改訂に関連する取り組み

計画策定のスケジュールについて

相生市地域防災計画の改訂について

相生市地域防災計画は、これまで兵庫県地域防災計画等との整合を図り　ながら、地域の実情に応じた改訂を行ってきました。前回は平成１７年に大きな改訂作業を行い、計画を推進してきております。

しかし、この数年間に起こった災害。特に平成２１年の兵庫県南西部の台風災害、東日本大震災による津波災害と津波により引き起こされた原子力事故、昨年の夏に紀伊半島を中心に被害を及ぼした台風災害等を踏まえた修正。また、各地で起きる突発的な大規模事故等へも対応するため、計画の追加等を進めてまいりました。

見直し内容については、法的要件は勿論、兵庫県が新たに示す震度予測や津波警戒区域等の情報、関係機関から提供される防災情報を踏まえ、　　市として早急に対応すべき防災体制に関する事項、避難勧告基準の見直し等が主なものとなっております。

なお、現在、国においては新たな震度予測や防災基本計画の見直しが　　なされており、兵庫県においても見直し作業が進められておりますので、それらの情報等も加味しておりますが、見直しの情報がより明らかにされ、修正すべき点が生じた場合は改めて追加することとし、現時点で修正すべき点を先行して改訂するものといたします。

*１　修正の対象計画と構成*

【現行】

一般対策編　（第1章 総則、第２章 災害予防計画、第３章 災害応急対策計画、

第４章 災害復旧計画、第５章 災害復興計画）

震災対策編　（第1章 総則、第２章 災害予防計画、第３章 災害応急対策計画、第４章 災害復旧計画、第５章 災害復興計画）

津波災害対策編

　　【修正案】

第１編　総則

第２編　災害予防計画

第３編　災害応急対策計画

第１部　一般災害対策計画

第２部　震災対策計画

第４編　災害復旧計画

第５編　災害復興計画

第６編　津波災害対策編

*２　主な修正の視点*

（１）市の防災体制及び防災機能の充実を踏まえた修正

（２）現時点での国・県の動向等を踏まえた修正

（３）原子力事故対応・鉄道事故対応等に関する市の対応に関する追加

（４）土砂災害危険箇所明示等の法的な要求項目に対応する追加・修正

（５）訓練等の検証による住民からの視点に基づく修正

（６）災害別の編構成である現行計画を各編で重複する計画内容の整理統合

*３　計画の主な修正内容と区分*

| 区分 | 主な内容 |
| --- | --- |
| 第１編  総　則 | 防災機関に関する業務大綱の修正　　　　　【修正】  ・防災機関それぞれの役割について関係各機関からの時点修正を反映した。  大規模事故災害の想定　　　　　　　　　　【追加】  ・一般災害対策計画に航空機事故、鉄道事故、雑踏事故、放射性物質災害に対応する災害対応を追加したため、本計画で設定する大規模事故災害を新たに　追加した。 |
| 第２編  予防計画  第１章  第２章  　　第１節  　　第３節  　　第４節  　　第８節  第３章  　　第１節  第４章  　　第１節  　第５章  　　第２節  　　第４節  第６節  第１１節  　　第１３節  　　第１４節  　　第１５節  　　第１７節 | 災害予防計画の体系を整理し基本目標を設定【新規】  ・５つの基本目標を設定し、市として取り組むべき施策を体系ごとに整理した。  　○　住民と協働による防災力の向上  　○　災害に強いまちづくり  　○　的確な防災情報処理の実施  　○　災害対応能力の向上  　○　災害の予防と被害軽減対策  具体的な施策に実施項目と実施期間を設定　【新規】  ・各取り組み項目に市の担当部と実施期間の目安を加え、実効性を持たせた。  　○通常業務、集中実施するものなど  …「毎年」、「短期」  ○システム、施設、基盤整備等に係るものなど  …「中期」、「長期」  「住民との協働による防災力の向上」に係る章の設置　　　【新規】  ・これまで、「防災等に関する学習等の充実」という一つ節に記載されていた「住民の防災力の向上」、「家庭における防災力の向上」「学校における防災力の向上」、「事業所の防災力の向上」について、それぞれ節として独立させるとともに、「自助」「共助」に関する取り組みを記載した。  「災害に強いまちづくり」に係る章の設置　　　　　【新規】  ・主に都市基盤等のハード対策による災害予防に関する事項について集約し、「災害に強いまちづくり」として、関係する各節を整理した。  「防災拠点の整備」に関する節の修正　　　　　　　【修正】  ・県及び市の防災拠点の整備状況から、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備、広域防災拠点との　連携について記載を修正した。  ・防災行政無線についても防災基盤整備事業計画に記載した。  「洪水・高潮災害予防対策」に関する節の修正　　　【修正】  ・洪水・高潮災害を防止するための対策等を記載  　河川・海岸施設等の整備推進を県及び関係機関と　協力して図ってきているが、現在課題となっている高潮対策について、要望箇所として記載した。  土砂災害警戒区域等の設定に対する取り組み　　　　【追加】  ・県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報開始(平成19年8月）に伴い、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知等に係る項目を追加した。  ・警戒避難体制の整備について、兵庫県土砂災害情報提供システムの運用について新たに追加し、現行の県システムとの整合を図った。  ・平成19年度と22年度に新たに県が指定した土砂災害警戒区域について明記した。  （関連する警戒区域等の指定状況一覧は資料編に記載）  ・啓発事業としてハザードマップを作成する。  　本資料「５地域防災計画改訂に関連する取り組み  　（５）新たなハザードマップの策定」を参照  ライフライン施設等の災害予防対策　　　　　　　【修正】  ・原則として従来からの取り組みを継承した内容とし関係各機関からの時点修正を反映した。  「的確な防災情報処理の実施」に係る章の設置　　【新規】  ・近年の防災情報技術の進展に伴い、既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、災害に対する教訓を踏まえ、多様な情報提供方法の導入の検討の必要性もあることから、防災情報処理に関する章を追加した。  「通信機器・施設の整備・運用」に係る節の修正  ・これまでの災害を教訓とし、迅速に防災情報が提供できる体制を確立するため、防災行政無線の整備やＪ－ＡＬＥＲＴとの連携検討、エリアメールの活用や注意喚起看板設置に関する記述等を追加した。  事故災害に関する情報収集・伝達体制の整備　　　【追加】  ・これまで規定がなかった、原子力事故情報等の収集体制について追加した。（情報収集・伝達のために必要となる測定体制についても追加した。）  被災者支援システム構築の検討　　　　　　　　　【追加】  ・東日本大震災の被災地でも導入が進み、円滑な罹災証明書の発行などに役立てられ、全国的に関心が高まり、国も整備を進めている「被災者支援システム構築の検討」について追加した。  「災害対応能力の向上」に係る章の新設　　　　　【新規】  ・市の組織体制や、広域との連携等の事項に関する章を追加し、更なる連携強化を図ることとする。  ・資料編に協定内容を記載し、災害時の広域連携を迅速に進めることを可能とする。  組織体制の整備　　　　　　　　　　　　　　　　【新規】  ・地域防災計画改訂に合わせ、災害時業務継続計画　（ＢＣＰ）を策定し、職員に周知するとともに災害時の市民サービス維持を図る。  「災害の予防と被害軽減対策」に係る章の新設　　【新規】  ・これまでの４つの章に掲げた柱以外で災害の予防や被害軽減のため、個別の対応が必要な項目について、関係する各節を整理した。  　主に装備、備蓄、ソフト対応、各種災害に対する　　総合的な対策等に対して記載した。  「消防施設・設備、消防体制の強化」　　　　　　【追加】  ・消防団の強化・充実に関する記載を追加する。  　津波災害対策の強化に係る節の修正　　　　　　【修正】  ・東日本大震災を受け、地震津波防災対策の一層の強化を図る必要性があり、津波避難ビルの整備、津波防災訓練の実施、津波対応マニュアルの活用について追加した。  ※県の示した警戒区域図、国の示した防災基本計画にある一時退避所についてもハザードマップに掲載する。  ※兵庫県の津波２倍（暫定的警戒区域）への対応はマニュアルに記載する。  「海上災害対策」に関する節の修正　　　　　　　【追加】  ・現計画の「海上流出油災害応急対応計画」内容に　　一部修正を行い、海上災害に係る節とした。  ・海難による人身事故、重油等の流出事故に対する計画とし、関連法規等に基づき、各機関の責務や対応等について追加した。  備蓄品について記述の追加　　　　　　　　　　　【追加】  ・高齢者・乳幼児以外にも女性ニーズへの配慮に関して記載を追加した。  「被災宅地危険度判定制度の整備」の節を新設　　【新規】  ・従来は被災建築物についての危険度判定であったが、宅地についても危険度判定の節を設けた。  「集落の孤立化対策」に関する取り組み追加　　　【追加】  ・孤立化の可能性のある集落名（７集落）を抽出し、資料編に記載した。  ・孤立化に備え、Ｎコードポジショナー、衛星携帯電話の配備等について追加した。  ・「孤立化した場合の対応」について、ヘリコプターの出動を要請など支援内容について追加した。  「災害時要援護者支援対策の強化」の対策追加　　【追加】  ・「災害時要援護者の情報の把握」「災害時要援護者に対する情報伝達体制の確立」を項目として追加し、これまでの内容を整理した。  ・「社会福祉施設の対応強化」を項目として追加し、「福祉避難所」の指定を行うことを追加した。  「危険物・高圧ガス等の予防対策の実施」に放射性物質取扱事業所の項目を追加　　　　　　　　　　　　　　　【新規】  ・「放射性物質取扱事業所における警戒体制の整備」を追加し、災害による放射性物質の漏洩等による事故の発生を未然に防止するための対策を追加した。 |
| 第３編  災害応急対応計画  第１部  (一般対策)  　　第２章  　　　第１節  　　第３節  　　第４節  　　第５節  　　第６節  　第３章  　　第１節  　　第４節  　　第７節  　　第１０節  　　第１１節  　　第１３節  　　第１８節  　　第２４節  　　第３０節  　　第３１節  　　第３２節  　　第３７節  　　第３８節  　　第４２節 | 第２章　迅速な災害応急活動体制の確立  第１節　組織及び職員の動員等  災害対策本部体制見直しに係る修正・追加  ・これまでの「災害対策本部体制」と、そこに至るまでの段階は、マニュアル上位置づけられた「防災　事務連絡会議」での対応であったものを、災害対応の必要性に応じた体制に改めた。  　○「災害対策本部」設置までの段階で設置した「防災事務連絡会議」を改め、「災害警戒体制」と「災害警戒本部」を規定した。（災害警戒本部を設置するまでの間で、情報の収集および共有等を行う必要がある時は総務課で「災害警戒体制」とする）  ○単独又は複数の部が各自に対応すれば足りる段階では「災害警戒本部」とした。  ○複数の部が連携対応する必要のある段階から市の組織を挙げて総合的に対応する必要のある段階では「災害対策本部」とする３段階の体制とすることを規定した。  ・体制見直しに伴い、災害警戒本部体制、災害対策本部の設置基準や所掌事務等について規定した。  【災害対策本部の設置基準】  副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置する。  ア　気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき  イ　暴風、大雨、火災、洪水又は高潮警報が発表　　され、災害発生の恐れがあるとき  ウ　上記の警報が発表され、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域において危険な状態が予想、前兆　現象が確認されたとき  エ　風水害等により小規模の災害が発生したとき  オ　大規模災害等の被害が発生していることが　判明しているとき  カ　その他、副市長が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき  【災害警戒本部の設置基準】  市長は、次の場合に災害警戒本部を設置する  ア　暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。  イ　気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波警報を発表したとき。  ウ　大規模な被害が生じ、さらに被害が拡大するおそれがあるとき。  エ　消防庁の火災・災害等速報要領の速報基準に達したとき。  オ　災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。  カ　その他市長が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。  注意報・警報基準の見直しに係る修正等　　　　　【修正】  ・これまで、兵庫県内における気象警報・注意報の発表にあっては、８つの二次細分区〔但馬北部、但馬南部、播磨北西部、播磨南西部、播磨南東部、北播丹波、阪神、淡路島〕に分けて発表されていたが、平成２２年５月２７日より、市町単位に発表されることとなり、警戒の必要な市町村がより明確化された。あわせて、相生市における警報及び注意報の発表基準を修正した。また、記録的短時間大雨情報の発表基準についても追加した。  休日、夜間における情報伝達系統の追加　　　　　【追加】  休日、夜間等時間外の災害情報の収集、伝達については、消防本部が収集するとともに速やかに本部事務局及び関係各部へ伝達することを追加した。  「災害情報の収集、報告等」における県・国への報告方法に係る追加等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【追加】  ・県計画との整合性を図るため、「報告ルート」において、県に対する報告方法の記述と、県の報告先、国の報告先について追加した。  「自衛隊への派遣要請」に係る修正　　　　　　　【修正】  ・県計画との整合性を図るため、災害派遣部隊の受入れ態勢を分野ごとに整理を行った。  「その他の応援要請」に係る修正・追加  ・【県への応援要請手続き】として、要請先、連絡方法、応援の要請、職員派遣、斡旋要請等を追加した。  「防災関係機関等との連携」に係る節の修正　　　【追加】  ・災害発生時に優先的に要請する全県の広域応援協定に関する一連の応援要請等のプロセスについて、　フロー図を用いて明確化した。  「災害救助法の適用」に係る節の修正　　　　　　【追加】  ・県平成22年版【資料編】を参照し、災害救助法の適用基準について記述を追加した。  ・「災害救助法適用時における応急措置」において、「災害救助法適用時における災害発生からの応急措置手順」の図を追加した。  第３章　円滑な災害応急活動の展開  第１節　土砂災害対応計画  県計画【資料編】等を参照し計画の修正  土砂災害警戒情報の運用開始に伴う修正　　　　　【修正】  ・これまで、「地すべり及び山崩れ予防計画」の規定の中に記載されていた「土砂災害対応計画」について、「土砂災害警戒情報」の運用が開始されるなど、その対応が求められていることから、「土砂災害警戒体制の確立」「危険箇所周辺の警戒監視」「土砂災害等による被害の拡大を防止する」「警戒避難体制の確立」などの項目を設け、県や国の土砂災害対策を踏まえた内容として記述した。  第４節　救急医療対策計画  大規模事故災害における救援・救護活動の実施について　　　　　　【追加】  ・消防本部と災害拠点病院（災害医療コーディネーター）等との連携、災害現場におけるトリアージや応急的な治療活動の実施、現地救護所の設置、医療機関への迅速な搬送、こころのケア対策、放射性　物質事故災害患者への対応などについて定めた。  「避難計画」に関する節の修正　　　　　　　　　【修正】  ・「避難の流れ」を追加し、住民の適切な避難行動の内容にできる限り、具体的に記述した。  　※住民への周知はハザードマップ等により行う。  避難の勧告及び指示に関する追加　　　　　　　　【追加】  ・「避難の勧告及び指示」に関する項目を追加し、実施責任者、勧告・指示、災害の種類、実施要件根拠法の内容を整理した。  ・「発令時の状況及び市民に求める行動」を追加し、避難勧告等の発令時の状況及び市民に求める行動をより明確にした。  土砂災害時の避難勧告等の発令基準の追加  ・「避難勧告等の決定」において土砂災害時の避難勧告等の発令基準を追加し、発令基準となる具体的な状況を追加するとともに、「判断にあたっては、土砂災害警戒情報、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ、迅速に行う」と規定した。  「食糧供給計画」に関する節の修正　　　　　　　【修正】  ・食糧の調達に関し、近畿農政局姫路地域センターとの連携について変更箇所を修正した。  「給水計画」に関する節の修正　　　　　　　　　【修正】  ・災害時事務分掌について変更箇所を修正した。  「健康対策計画」に関する節の修正　　　　　　　【修正】  ・災害時における健康対策として、これまで計画に　盛り込んでいなかった薬剤師との連携について記述を追加した。  「災害時要援護者対策計画」に関する節の修正　　【追加】  ・風水害、土砂災害等における情報収集体制（安否確認・福祉ニーズ等の把握）に関する項目を追加した。  ・「災害発生前」において避難準備情報を発令することを追加した。  ・「福祉避難所」の開設について記述を追加した。  ・「相談窓口の設置」について記述を追加した。  「災害救援活動要員の確保計画」に関する節の修正  【追加】  ・社会福祉協議会と市の連携及び災害ボランティアセンターの設置基準等について規定した。また、災害発生時からセンター設置等に係る一連の流れ、市と社会福祉協議会との関係性等をフロー図として　追加した。  「道路災害対策」に関する節の修正　　　　　　　【追加】  ・直接即報基準による国(消防庁)への報告についての記載を追加（国の現行「直接即報基準（道路に係る事故）」を追加）  「鉄道災害対策」に関する節を追加　　　　　　　【新規】  ・鉄道災害が発生した際の災害情報の収集・連絡体制、市の応急対策活動等について記載した。  「航空災害対策」に関する節を追加　　　　　　　【新規】  直接即報基準による国(消防庁)への報告について記載を追加  ・航空機の墜落等による災害が発生した際の災害情報の収集・連絡体制、市の応急対策活動等について　記載した。  「海上災害応急対策計画」に関する節を設置　　　【追加】  ・従来の海上流出油対策よりも内容の充実を図るため、海上災害に係る節とし内容の追加を行った。  ・海難による人身事故、油等の流出事故に対する計画とし、関連法規等に基づき、各機関の責務や対応等について追加した。  ・油等の流出事故への対処については、回収作業従事者の健康対策や、遊泳の禁止、漁業活動の自粛等の二次災害防止についても定めた。  ・環境に配慮した復旧対策や、臨時被害相談所の設置、漁業・水産関係者に対する措置等についても定めた。  危険物事故及び原子力等災害応急対応計画に関する節を修正  　　　　　　　　　　　　　　　　【追加】  ・危険物事故災害に関する節に、放射性物質事故に係る措置、県外原子力災害等への対応を追加。  ・「兵庫県地域防災計画　原子力等防災計画」の内容と整合性を図りながら、関連法規等に基づき、各機関の責務や対応等を整理した。  ・原子力災害について、災害対策本部の設置や動員、県や他市町等との連携、災害情報の収集・伝達系統を定めた。また、救援・救護活動として、避難対策、救助救急の実施、飲食物の摂取制限等の指示について定めた。さらに、災害復旧に係る事項として、立入制限等の解除、風評被害等の影響の軽減対策、心身の健康に対する相談窓口の設置について定めた。  「突発重大事案応急対策計画」に関する節の修正　　【追加】  ・突発重大事案対策として、サリン等に関するＢＣ災害に関する対応に加えて、雑踏事故対応についての記述を追加した。 |
| 第３編  災害応急対応計画  第２部  (震災対策)  第２章  　第１節 | 計画構成の整理に関する事項  計画の重複部分の見直し  ・現行計画は災害別の編構成であり、一般対策編と震災対策編で重複部分が多くなっていたことから、計画構成の整理を行った。「準用か所」を設け、一般対策編との重複か所が増えないような計画とした。  迅速な災害応急活動体制の確立　　　　　　　　　【修正】  災害対策本部体制見直しに係る修正・追加  ・災害対策本部体制見直しにより、これまでの「災害対策本部体制」のみの対応から、災害対応の必要性に応じて、３段階とする体制を規定した。  ○単独又は複数の部が各自に対応すれば足りる段階では「災害警戒本部」とする。  （災害警戒本部を設置するまでの間で、情報の収集および共有等を行う必要がある時は総務課で　「災害警戒体制」とする。）  ○複数の部が連携対応する必要のある段階から市の組織を挙げて総合的に対応する必要のある段階では「災害対策本部」とする。また、それに伴い、それぞれの体制時の設置や所掌事務等について規定した。  ・設置基準については、「災害警戒本部」、「災害対策本部」の設置基準や所掌事務等について規定した。  【災害警戒本部の設置基準】  副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置する。  ア　気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき。  イ　震度４以上の地震を観測したとき。  ウ　その他、副市長が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。  【災害対策本部の設置基準】  市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。  ア　震度５強以上の地震を観測したとき。  イ　震度５弱以下の地震を観測し、災害応急対策を実施するため必要があると認められるとき。  ウ　津波警報が瀬戸内海沿岸に発令されたとき。  エ　大規模地震特別措置法第９条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、かなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。  オ　その他、市長が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。 |
| 第４編  復旧計画  　第１節  第２節  　第４節  　第５節 | 計画構成の整理に関する事項の整理  これまで、「第１節　災害復旧事業の実施」、「第２節　住宅の復旧対策」の規定の中に記載されていた項目について、節として独立させるなど、計画の構成の修正を行った。  第１節　公共施設等の災害復旧　　　　　　　　　【追加】  ・県計画との整合性を図り、災害廃棄物処理計画の策定についての記載を追加した。  激甚災害の指定について　　　　　　　　　　　　【修正】  ・財政援助対象事業に関する一覧表を時点修正した。  「民生安定化のための緊急措置」について制度拡大等に関する修正を行った　　　　　　　　　　　　　　　　　【修正】  被災者生活再建支援法の改正（平成19年12月）  ・被災者への迅速な支援を図ることを目的として、これまでの複雑な支援金の申請手続きを大幅に改善し、支援金が住宅の被害程度と再建方法に応じて定額、渡し切りとなるとともに、使い途の制限もなくなるように改正された。被災者生活再建支援制度に関して、条件の拡大緩和等に関する内容について修正した。  ・り災証明発行に関する各種様式、判断基準と資料編に組み入れ活用しやすい計画とした。  義援金品の受入れ・配分　　　　　　　　　　　　【追加】  ・受け入れ窓口の開設、配分について規定を定めた。  住宅の復旧対策  兵庫県住宅再建共済制度の修正　　　　　　　　　【修正】  ・兵庫県住宅再建共済制度に関して、所要の修正を行った。 |
| 第５編  復興計画  　第１節  第２節 | 「復興体制の確立」に関する節の修正　　　　　　【修正】  ・被災後速やかに、災害復興本部を設置するとともに、都市復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定し、計画的な市街地の復興に努めることとすることを定めた。  ・災害復興本部の設置及び組織についての構成、所掌事務等について規定した。  「復興の全体像」に関する節の修正　　　　　　　【修正】  ・復興については、生活復興（日常のくらしや産業を再建するといった生活面での復興）と都市復興　　（都市基盤整備が中心のまちづくり）の２つに分けるとともに、都市復興基本計画策定については、市と協働して地域住民自らが復興を進めていく地域協働復興の視点に基づいた対策を定めた。 |
| 第６編  津波対応計画  　第４章  　　第１節  第3節  　　第４節  　第６章  　　第３節 | 第６編　津波災害対策計画  （東南海・南海地震防災対策推進計画）  津波想定について  ・想定津波の設定と、兵庫県が示した暫定値への対応を留意点として記載した。  津波に関する情報の伝達等に関する節の修正　　　【修正】  ・情報収集の項目に「兵庫県海の防災情報」の活用を追加した。  「携帯電話等の情報通信機器の活用」を追加　　　【追加】  ・「情報収集」に携帯電話による緊急速報（エリアメール等）を活用することを追加した。  看板・表示板の設置に関する項目の追加　　　　　【追加】  ・観光客等への情報伝達の項目に置いて、看板・表示板の設置に関する記述を追加した。  通信回線障害時の対応に係る修正　　　　　　　　【追加】  ・衛星携帯電話の設置と活用について追加した。  避難対策等に係る修正　　　　　　　　　　　　　【追加】  「避難ビルの確保」等を追加  ・東日本大震災を受け、地震津波防災対策の一層の　強化を図る必要性があり、「避難の確保」の項目において、津波避難ビルの整備の活用について追加した。  「避難対策等」に関する記述の追加　　　　　　　【追加】  ・避難誘導体制において、海抜（標高）表示を行う　　など、津波に対する危険性の事前周知について追加した。  地震防災上必要な教育及び広報に関する計画　　　【追加】  ・津波災害では迅速な避難が重要であることから、率先避難者の養成に関する記述を追加した。 |

*５　地域防災計画改訂に関連する取り組み*

（１）資料編の改訂

　　ア　改正内容の時点修正

　　イ　新たな協定等の追加

　　ウ　土砂災害警戒区域一覧等を追加

（２）業務継続計画の策定

　　ア　災害時対応業務継続計画

　　イ　新型インフルエンザ対応業務継続計画

（３）津波対応マニュアルの改訂

　　ア　訓練等の検証に基づき改訂

　　イ　兵庫県の津波警戒区域にも対応するマニュアル策定

（４）災害時要援護者支援マニュアルの追加

ア　現行のマニュアルを資料編へ綴り込み

（５）新たなハザードマップの策定

　　ア　洪水・土砂災害に関するハザードマップを中学校区単位で３つの区分に分けて表示

　　イ　地震ハザードマップを追加し、本市に想定される地震に関する震度分布を掲載

　　ウ　洪水ハザードマップと同様に掲載していた高潮ハザードマップを独立させて掲載

　　エ　津波ハザードマップを追加し、従来の津波高に対する浸水想定、兵庫県が発表した津波警戒区域、海抜５ｍ、１０ｍのラインを掲載

また、津波一時退避所を設定し、地図上と一覧表に掲載

　　オ　災害に関する知識啓発、注意報や警報の基準、日頃から準備しておくもの、避難方法、家族での避難場所などを掲載するなど、啓発と家族での備えに活用できるようなハザードマップとする。

（６）職員初動マニュアル・避難所運営マニュアル改訂

ア　計画の改訂に基づき、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルを策定し、災害時に職員が必要となるマニュアルを別冊で製本